



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 24 日 (火)
第 8 6 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (2 件) (169・170) (観光戦略課) 2
	青少年に有害な図書類の指定 (171) (青少年・家庭課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (172) (販路拡大・輸出促進課) 3
	保安林の指定 (173) (森林づくり推進課) 3
	保安林の指定の解除 (174) (〃) 3
	保安林の指定予定 (3 件) (175~177) (〃) 4
	車両制限令による道路等の指定 (178) (道路企画課) 5
	土砂災害警戒区域の指定 (5 件) (179~183) (治山砂防課) 6
	土砂災害警戒区域の区域の変更 (3 件) (184~186) (〃) 9
	土砂災害警戒区域の名称及び区域の変更 (187) (〃) 10
	土砂災害特別警戒区域の指定 (3 件) (188~190) (〃) 11
	土砂災害特別警戒区域の区域の変更 (191) (〃) 13
	土砂災害特別警戒区域の解除 (3 件) (192~194) (〃) 13
	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (195) (西部総合事務所福祉保健局) 15

告 示

鳥取県告示第169号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成27年鳥取県外国人観光客入込動態調査業務プロポーザル審査会	平成27年鳥取県外国人観光客入込動態調査業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年4月16日から同月30日まで	観光戦略課

鳥取県告示第170号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
「鳥取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務プロポーザル審査会	「鳥取県ウェルカニキャンペーン」情報発信業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年4月17日から同月30日まで	観光戦略課

鳥取県告示第171号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号及び第3号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7226	雑誌	裏モノJAPAN 2015 3月号	雑誌01805-03	株式会社鉄人社
7227	〃	裏モノJAPAN 2015 3月号 別冊 夢をかなえるクスリ すべて合法・簡単ゲット	雑誌01806-03	〃
7228	〃	EXMAX! SPECIAL 2015 Vol. 83	雑誌02092-3	株式会社ぶんか社
7229	〃	テックジャイアン 3月号 No.221	雑誌06305-03	株式会社KADOKAWA

7230	〃	コミック Mate Legend VOL. 1	雑誌18118-02	株式会社一水社
7231	〃	実話大報 2015 3月号	雑誌15191-03	株式会社ジーオーティー
7232	〃	BLACK ザ・タブー VOL. 15	雑誌68513-97	ミリオン出版株式会社

鳥取県告示第172号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
首都圏における鳥取県産農林水産物の情報発信業務プロポーザル審査会	首都圏における鳥取県産農林水産物の情報発信業務に係る受託業者の選定に関する事項	平成27年4月18日から同月28日まで	販路拡大・輸出促進課

鳥取県告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字菴米字サイノ坂620の38から620の40まで、字焼所623の7、623の8

2 指定の目的

雪崩の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り1467の9
- 2 保安林として指定された目的
雪崩の防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第175号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
鳥取市西今在家字御堂117、118の1、264、265の1、267、275
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第176号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡智頭町大字尾見字立水谷183、183の1、183の2、184、185の1、字ホフノサコ193の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第177号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町中菅字棚谷1360の9

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第178号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	米子大山線	米子市尾高字本池山下一1322-1地先から同市泉字徳根662-1地先まで	平成27年4月1日
〃	尾高淀江線	米子市泉字堂ノ成ル631-1地先から同市泉字喜多原771-1地先まで	〃

- 2 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鳥取県告示第179号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

神坂（Ⅱ－3660）、町屋F地区（Ⅱ－3664）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

大湯棚地区（13）、中砂見地区（100）、中砂見地区（101）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第180号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規

定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
福庭5地区(Ⅱ-3665)
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第181号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
上淀ii(Ⅲ-2-26-32-1)、西尾原i(Ⅲ-2-26-32-3)、本宮iii(Ⅲ-2-26-32-4)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
稲吉2地区(Ⅱ-3023)、小波地区(Ⅲ-4308)、西原8地区(Ⅲ-4309)、西原9地区(Ⅲ-4310)、福岡2地区(Ⅲ-4311)
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
米子市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

古市地区 (57)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第182号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

南部町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

3 土砂災害警戒区域の名称

北方地区 (58)

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第183号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

伯耆町

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

3 土砂災害警戒区域の名称

大坂地区 (62)、焼杉地区 (123)

4 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所米子県土整備局並びに伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
奥ノ谷川（Ⅰ-1-1-1-40）、才ノ谷川（Ⅰ-1-1-1-51）、砂見谷川（Ⅰ-1-1-1-103）、
下砂見西谷川（Ⅰ-1-1-1-111）、下砂見谷川（Ⅱ-1-1-1-27）、西河内川（Ⅱ-1-1-1-
-25）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
大杵地区（Ⅰ-26）、雲山地区（Ⅰ-27）、正蓮寺地区（Ⅰ-28）、東今在家地区（Ⅰ-29）、桜
谷地区（Ⅰ-30）、下砂見地区（Ⅰ-40）、大杵B地区（Ⅰ-1218）、面影地区（Ⅰ-1220）、上
土居A地区（Ⅰ-91）、美歎地区（Ⅱ-2069）、新井B地区（Ⅱ-2090）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所
に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第185号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
みどり南谷川（Ⅰ－1－2－16－100）、ジャキ谷川（Ⅰ－1－2－21－18）

- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

- 2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
倉吉市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
山根4地区（Ⅱ－2569）

- (4) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第186号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
琴浦町

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
古長地区（Ⅰ－844）、別所2地区（Ⅰ－849）

- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
 - (1) 名称の変更に係るもの
変更前 和奈見谷川 (I-1-1-10-11) 変更後 小谷川 (I-1-1-10-11)
 - (2) 区域の変更に係るもの
小谷川 (I-1-1-10-11)
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
奥ノ谷川 (I-1-1-1-40)、才ノ谷川 (I-1-1-1-51)、砂見谷川 (I-1-1-1-103)、
下砂見西谷川 (I-1-1-1-111)、西河内川 (II-1-1-1-25)、下砂見谷川 (II-1-1-1-27)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
大杵地区 (I-26)、雲山地区 (I-27)、正蓮寺地区 (I-28)、東今在家地区 (I-29)、桜谷地区 (I-30)、下砂見地区 (I-40)、大杵B地区 (I-1218)、面影地区 (I-1220)、神坂地区 (II-3660)、
町屋F地区 (II-3664)
- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成27年 3 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
福庭 5 地区（Ⅱ－3665）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成27年 3 月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
古長地区（Ⅰ－844）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
美敷地区（Ⅱ-2069）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第192号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
小谷川（Ⅰ-1-1-10-11）
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

上土居A地区（Ⅰ-91）、新井B地区（Ⅱ-2090）

- (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第193号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

倉吉市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

みどり南谷川（Ⅰ-1-2-16-100）、ジャキ谷川（Ⅰ-1-2-21-18）

- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

倉吉市

- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

山根4地区（Ⅱ-2569）

鳥取県告示第194号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
一部について指定を解除するもの
別所 2 地区（I-849）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第195号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月24日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
株式会社M a o	境港市上道町2231-2	M a o障がい児通所支援事業所	境港市上道町2231-2	平成27年4月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス